

# 「令和5年度島根県内高校3年生を対象とした進路決定に関する意識等の把握に係る調査分析業務」 業務委託に係るプロポーザル公募要領

島根県教育庁社会教育課

## 第1 趣旨

島根県は全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきている。このまま人口が減り続け地域から活気が失われないようにするためにも、島根県では、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」と将来像を描き、「島根創生計画」（令和2～6年度）を策定した。この「島根創生計画」を受け、島根県教育委員会では、「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2～6年度）を策定し、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」を理念として、様々な教育施策に取り組んでいる。

計画期間の終盤にあたり、高等学校・特別支援学校高等部を卒業する生徒の進路決定に関する意識を調査することにより、島根県や島根県教育委員会が進めている取組をよりよいものとしていきたいと考えている。

ついては、当該調達を行うにあたって、企画提案型のプロポーザル方式により、本調達に対するサポート体制や意欲、資質、技術能力及び想像力等が優れた者を募集する。

## 第2 目的

卒業を迎える高校3年生の進路決定に関する意識等の実態について調査分析し、県の次期最上位の行政計画の基礎資料とする。また、島根県教育委員会（以下「県教委」という。）が行っているふるさと教育推進事業についての効果検証を目的とする。

## 第3 委託業務名

「令和5年度島根県内高校3年生を対象とした進路決定に関する意識等の把握に係る調査分析業務」業務委託

## 第4 委託業務内容

- 1 アンケート調査票の作成
- 2 アンケート調査の実施
- 3 アンケート調査結果の集計・分析・報告等
- 4 その他、必要と認められる業務

詳細は、別添「仕様書」のとおり

## 第5 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

## 第6 委託料上限額

2,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※企画提案書に基づく委託業務のすべてを含む。

## 第7 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

選定は、別に定める審査会において、提出された企画提案書及び関係書類及び協議の上、最優秀提案者を業務委託候補者として選定する。

## 第8 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
  - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、そのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - ⑤ 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。
  - ⑥ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
  - ⑦ 島根県の「建設工事等入札参加者に係る入札参加資格者指名停止措置要領」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
  - ⑧ 民事再生法上（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
  - ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - ⑩ 暴力団（暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - ⑪ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
  - ⑫ 業務について十分な遂行能力を有すること。
  - ⑬ 契約期間において島根県教育庁社会教育課との協議、連絡調整が随時行えること。

## 第9 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競技参加さから事前に参加表明書を徴して、資格の有無を審査し審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和5年9月20日(水)～令和6年10月5日(木)
(2) 質問の受付期間	質問がある場合は、質問書(様式2)により、令和5年9月26日(火)17:00までに、メール又は郵送、FAXにより提出すること。
(3) 質問への回答	島根県教育庁社会教育課のホームページに、全質問に対する回答をまとめて掲載する。(令和5年9月29日(金)予定)
(4) 企画提案の参加表明書の提出	提出書類 参加表明書(様式1) ※添付書類含む 提出部数 1部 提出期限 令和5年10月5日(木)17:00必着 提出方法 持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、9:00～17:00(土・日・祝日は除く)とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(5) 参加資格通知郵送予定日	令和5年10月12日(木)
(6) 企画提案書の提出	令和5年10月20日(金)17:00必着
(7) 企画提案競技への参加辞退	参加表明書を提出した後、企画提案競技への参加を辞退する者は、企画提案競技参加辞退書(任意様式)を令和5年10月20日(金)までに、メール又は郵送、FAXにより提出すること。
(8) 審査予定日	令和5年10月下旬予定(書面審査)
(9) 契約候補者の決定	令和5年10月下旬予定

#### 第10 企画提案書の作成、提出方法

(1) 作成方法	企画提案書(任意様式) ※仕様書及び審査基準に示されている項目及び内容に沿って作成すること。
(2) 提出方法	令和5年10月20日(金)17:00必着 持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、9:00～17:00(土・日・祝日は除く)とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。 各7部(正本1部、副本6部)提出すること。
(3) その他の書類	見積書(任意様式) ※内容を明確に記載すること。 支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されていることが分かる資料。
(4) 企画提案等に係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円(消費税等含む)を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加

	<p>資格のないとした者に対しては支給しない。企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の企画提案は認めない。</li> <li>・提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</li> <li>・企画提案の採否は、文書により通知する。</li> <li>・採用した提案は、内容の一部を変更する可能性がある。</li> <li>・本要領に基づき提出された書類は返還しない。</li> <li>・提出書類の著作権は、提案者に帰属する。</li> <li>・提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。</li> </ul>
--	--

## 第11 審査方法等

(1) 審査方法 書類審査とし、プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査内容 審査は、下記〔審査基準〕に基づき行う。

〔審査基準〕

審査項目	評価の視点
調査票	①調査目的及び県教委の示す基準を基に、調査項目が適正に作成されているか等
調査方法	②調査を行うにあたり、回答率が90%以上となる調査方法となっているか等
	③簡便に回答できる仕様となっているか等
	④調査の進捗状況を県教委と共有できる仕組みが作られているか等
集計・分析方法と報告書	⑤県教委の示す基準を基に集計・分析が計画されているか等
	⑥多様な視点から報告書の作成が計画されているか等
実施体制と業務遂行能力	⑦類似の業務実績があり、履行するのに必要なノウハウを有しているか等
提供価格	⑧積算が妥当で信頼性があるか、予算の範囲内で適正かつ安価な価格となっているか等
その他	⑨仕様に定めない追加提案が記載されているか、具体的かつ効果的な提案であるか等

(3) 結果公表 結果は公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 結果通知 全企画提案者に書面で通知する。(令和5年10月下旬発送予定)

## 第12 契約の締結

審査会で選定された最優秀企画提案者を業務委託候補者とし、企画提案書を踏まえ契約内容を決定する。契約内容決定後、業務委託候補者から見積書を徴し、見積金額が予定価格の範囲内であれば契約書を締結する。なお、契約にあたっては、契約書を作成するものとする。また、業務委託候補者が契約辞退した場合などは、審査会で次点とされた者を次の業務委託候補者とする。

(1) 委託料上限額	2,600,000円(消費税及び地方消費税を含む) ※企画提案書に基づく委託業務のすべてを含む。
(2) 契約方法	業務委託候補者と協議の上、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

	最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更する場合がある。
(3) 委託料の支払い	原則、精算払いとする。 ただし、契約に基づき、契約金額の 4 割以内を前金払することができる。なお、前金払の金額及び時期については、業務の内容、性質等からその必要性を十分検討した上で決定する。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること

### 第 13 提出先及び問い合わせ先

島根県教育庁社会教育課 担当：京谷

住所：〒690-8502 島根県松江市殿町 1 番地

TEL：0 8 5 2 - 2 2 - 5 4 2 9

FAX：0 8 5 2 - 2 2 - 6 2 1 8

メール：shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp